業務実績記載要領・評価方法

１　管理技術者・担当技術者

　⑴　配置基準

　　　管理技術者を１人及び担当技術者を２人以上配置し、各々を兼務することはできないものとする。

　⑵　記載要領

(ア)　業務実績は、次の官民連携事業に係るアドバイザリー業務等において、従事したものを実績とする。

　　　[官民連携事業に係るアドバイザリー業務等]

国、地方公共団体又はこれらに類する団体（※以下同じ）が整備する「道の駅」若しくは官民連携による地域活性化施設又は複合商業施設等に係る「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき又は準用し、実施される事業での官民連携アドバイザリー業務（「出水市ＰＰＰ／ＰＦＩ導入ガイドライン」第４章-１-⑵事業者選定アドバイザリー業務内容に定める業務）若しくはこれに類する業務又は官民連携手法導入可能性調査（「出水市ＰＰＰ／ＰＦＩ導入ガイドライン」第３章-７-⑴導入可能性調査（詳細な検討）実施に定める業務））をいう。

　　　 ※これらに類する団体

　　　　 地方道路公社法に定める地方道路公団、地方住宅供給公社法に定める地方住宅供給公社、独立行政法人通則法に定める独立行政法人、地方独立行政法人法に定める地方独立行政法人又は国立大学法人法に定める国立大学法人

(イ)　「過去10年間の業務実績」欄における実績は、平成26年４月１日から参加表明書を提出する日の前日までに完了した業務のうち、官民連携事業に係るアドバイザリー業務等に該当する実績５件以内（５件以上ある場合は５件まで）を記載すること。

　　(ウ)　「過去５年間の業務実績」欄に記載された業務が、官民連携事業に係るアドバイザリー業務等であることを確認できる書類（契約書、業務内容が分かる仕様書の写しは必要最低限とする。）及び元請け受注者として当該業務に携わったことを確認できる書類を添付すること。

　⑶　評価方法

　　　管理技術者及び担当技術者（以下「管理技術者等」という。）の過去５年間の業務実績については、１⑵(ア)に示す官民連携に係るアドバイザリー業務等について評価する。ただし、１⑵(ウ)の資料が確認できない場合は、当該業務を評価の対象としない。

２　管理技術者等を雇用する会社の業務実績

　⑴　記載要領

　　(ア)　管理技術者等を雇用する会社の業務実績は、１⑵(ア)に示す官民連携事業に係るアドバイザリー業務等を元請受注者として行ったものを実績とする。

(イ)　「過去10年間の業務実績」欄における実績は、平成26年４月１日から参加表明書を提出する日の前日までに完了した業務のうち、２⑴(ア)に示す業務に該当するものの実績５件以内（５件以上ある場合は５件まで）を記載すること。

　　(ウ)　「過去５年間の業務実績」欄に記載された業務が、官民連携事業に係るアドバイザリー業務等であることを確認できる書類（契約書、業務内容が分かる仕様書の写しは必要最低限とする。）及び元請け受注者として当該業務に携わったことを確認できる書類を添付すること。

　⑵　評価方法

　　　管理技術者等を雇用する会社の業務実績については、２⑴(ア)に示す業務について評価する。ただし、２⑴(ウ)の資料が確認できない場合は、当該業務を評価の対象としない。

【参考資料】出水市ＰＰＰ／ＰＦＩ導入ガイドライン　抜粋



